

日野町監査委員告示第12号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和4年度に実施した定期監査結果を下記のとおり公表する。

令和4年9月27日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および
監査場所 令和4年8月30日（火）午後3時38分～午後4時50分
日野町役場 4階 第一委員会室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 西澤 正治
3. 監査対象機関 学校教育課
4. 監査対象
主たる審査事項 学校教育課の分掌する事務全般について
○子育て・教育相談センターの運営状況について
○学校給食の現状について
5. 監査手続 令和4年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監査の結果 子育て・教育相談センターにおいては、保護者等からの相談、子どもへのカウンセリングやトレーニング、また、各学校・園との連携によって様々な相談への対応・支援によって子どもの成長が支えられている。子ども達を取り巻く環境の変化から生じる問題も複雑・多様化していることから、引き続き、学校等・関係機関との連携を図りながら就学前期から学齢期後まで途切れのない支援に努められたい。また、小中学校の不登校・登校渋りが増加傾向にあるが、早期対応による支援をお願いしたい。
学校給食については、日々、栄養バランスのとれた給食が提供されているが、近年の食材費と燃料費の値上がりの影響から学校給食事業費は年々増加しており、保護者から徴収する給食費では維持できない状況である。子ども達の学びと成長に支障が無いように対応されたい。一方、給食費の徴収にあっては令和5年度から入学時に児童手当から給食費を引き去ることの同意を求めることは未納対策として効果が期待できる取組である。併せて未納額の縮減にも努められたい。